

食品安全委員会第 170 回会合議事録

1．日時 平成 18 年 12 月 7 日（木） 14:00 ～ 14:47

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等 2 品目

 L - バリン

 L - ロイシン

（厚生労働省からの説明）

・ 新開発食品 明治リカルデント TM ミルク

（厚生労働省からの説明）

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・ 「クロルピリホス」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・ 添加物 イソブタナールに係る食品健康影響評価について

・ 農薬 クロチアニジンに係る食品健康影響評価について

・ 農薬 ビフェナゼートに係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全委員会の 11 月の運営について（報告）

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 18 年 11 月分）について

(6) その他

4．出席者

（委員）

見上委員長代理、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 松田基準審査課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 L - バリンの申請書概要

資料 1 - 3 L - ロイシンの申請書概要

資料 1 - 4 食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要

資料 2 農薬専門調査会における審議状況について

資料 3 - 1 イソブタナールに係る食品健康影響評価について

資料 3 - 2 クロチアニジンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 3 - 3 ビフェナゼートに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 4 食品安全委員会の 11 月の運営について (報告)

資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成 18 年 11 月分) について

6. 議事内容

見上委員長代理 ただ今から「食品安全委員会 (第 170 回会合)」を開催いたします。

本日は寺田委員長が欠席されていますので、委員長代理の私が司会進行を務めさせていただきます。

本日は 6 人の委員が出席です。また、厚生労働省から松田基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「食品安全委員会 (第 170 回会合) 議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 10 点でございます。

資料 1 - 1 「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 「L - バリンの申請書概要」。

資料 1 - 3 「L - ロイシンの申請書概要」。

資料 1 - 4 「食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要」。

資料 2 「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 - 1 「イソブタナールに係る食品健康影響評価について」。

資料 3 - 2 「クロチアニジンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 3 「ピフェナゼートに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 「食品安全委員会の 11 月の運営について（報告）」。

資料 5 「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 18 年 11 月分）について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、12 月 5 日付けで厚生労働省から、遺伝子組換え食品等 2 品目及び新開発食品明治リカルデントミルクについて、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず初めに、遺伝子組換え食品等 2 品目について、続いて新開発食品明治リカルデントミルクの順で、厚生労働省の松田基準審査課長より説明があります。よろしくお願いたします。

松田基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の松田でございます。よろしくお願いいたします。

本日、食品安全委員会の方に評価をお願いする、組換え DNA 技術応用添加物 2 品目の概要について簡単に御説明申し上げます。

最初は L - バリンでございます。お手元の資料 1 - 2 に本品目の概要をお示ししておりますけれども、これにつきましては、申請者から提出された資料を基に厚生労働省の方で作成したものでございます。

これは大腸菌由来の変異株に同じく大腸菌由来の L - バリン生合成に関与する遺伝子を導入することで、L - バリンの生産性を高めた VAL - No.1 株を用いて発酵生産して高度に精製することによって L - バリンを得るというものでございます。

続いて資料 1 - 3 の L - ロイシンでございます。これも全く L - バリンと同じでございます。やはり大腸菌の変異株にやはり大腸菌由来の L - ロイシン生合成に関与する遺伝子を導入することで、L - バリンの生産性を高めた VAL - No.1 株というもので発酵生産して高度に精製して、また得るというものでございます。いずれも同じものでございます。

両剤とも申請者の方からは、本品目は非常に高度に精製されているものということで、この資料 1 - 2、1 - 3 の「3 . 申請品目の品質」の項にも書いてありますとおり「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」というものの要件に合致しているということ

で申請のあったものでございます。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。よろしいですね。全く問題ないですね。

それでは、遺伝子組換え食品等の2品目につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することにいたします。

引き続きまして、もう一つの方をお願いします。

松田基準審査課長 もう一つは、資料1 - 4でございます。明治リカルデントミルクというものでございます。ここにありますように CPP - ACP、カゼインホスホペプチド - 非結晶リン酸カルシウム複合体というものを栄養成分として、歯を丈夫で健康にする旨の特定の保健を目的とする乳飲料の形態の食品ということで申請のあったものでございます。

資料の裏のところに概要がございますけれども、この CPP - ACP でございますが、歯の表面に付着して歯のエナメル質部分に透過しやすいカルシウムイオンとリン酸イオンを供給することによって、虫歯の始まりである歯の脱灰の抑制、再石灰化の促進をするということ考えられているものでございます。健康成人を被験者とした試験が実施されておりまして、この飲料と牛乳のみの比較対象試験で、エナメル質表層化脱灰病変の再石灰化が有意に促進されたことが確認されているというものでございます。

概要の3番のところには、薬事・食品衛生審議会新開発食品評価調査会における指摘事項が3点ほどございました。細かくは省略させていただきますけれども、それに対する回答もこういう形で出されておりまして、それに基づいて最終的に審議が終了しているものでございます。

この CPP - ACP を使ったものでございますけれども、既にガムで同一成分の許可品目というのがございます。比較を簡単に申し上げますと、CPP - ACP の量で言いますと、ガムですと、これまでは1日摂取の目安量が大体 75mg でございましたけれども、今回の品目ですとおよそ 400mg ということで、量としては大体 5 倍ぐらいに増えるというようなものでございます。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いします。

小泉委員。

小泉委員 この含有成分の 400mg というのは、牛乳なのでほとんどがそのままですが、歯

に有効成分として働くのは非常に少ないという意味で、ちょっと多めに入っているということなんでしょうか。

松田基準審査課長 調査会の指摘でもありますけれども、結局これも乳飲料の飲用時に成分が直接歯に接触することによって有効性を発揮するということですので、やはりガムをかんでいる時間、接触する時間も当然違うと思われれますので、そういうことだと思います。

小泉委員 それともう一点。先に戻りますが、資料 1 - 2 の不純物の HPLC 法と書いてあるんですが、 の C) には「HPCL」と書いてあるんですが、これは間違いですか。

松田基準審査課長 間違いです。

小泉委員 次のページも同じになっています。

松田基準審査課長 失礼しました。

見上委員長代理 よろしいですか。外にございませんか。どうもありがとうございました。

それでは、本件に関しましては、新開発食品専門調査会において審議することといたします。

次の議題に移らせていただきます。「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。クロルピリホスにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。事務局から御説明をお願いします。

國枝評価課長 それでは、資料 2 を御覧いただきたいと思います。厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められましたクロルピリホスにつきましては、本年 11 月 1 日の農薬専門調査会総合評価第一部会、11 月 20 日に開催された第 7 回農薬専門調査会幹事会において審議され、審議結果案が取りまとめられたものでございます。本日御了承いただきましたらば、終了後から来年の 1 月 5 日までの 30 日間、国民への意見・情報の募集を開始したいと思っております。

3 ページ目を御覧いただきたいと思います。「審議の経緯」ということで、これはかなり長いんですけども、この農薬そのものは 1971 年に初回農薬登録がされまして、その後、農薬というか清涼飲料水の規格基準の中に農薬とか、いわゆる汚染物質についての規格基準の設定の中の一つということで、このクロルピリホスについても食品健康影響評価ということで 2003 年 10 月 8 日の方に書いてありますけれども、93 農薬の 1 つということで当初審議依頼があったものでございます。

その後、2004 年 6 月ですけれども、農薬登録の適用拡大というものがございまして、それに関連して厚生労働省から残留基準設定の食品健康影響評価の依頼がございました。その後、

るる審議をされた経緯がございます。

本年7月にはポジティブリストが導入されたということで、これに関連するリスク評価依頼もされているものでございます。

6ページを御覧いただきたいと思います。評価対象の農薬でございますけれども、用途は殺虫剤ということで、有効成分はクロルピリホスになります。分子式、分子量、構造式はそこに記載のとおりです。

「7.開発の経緯」ですけれども、1962年に米国のザ・ダウ・ケミカル・カンパニーより開発された有機リン系の化合物の殺虫剤でございます。作用機構は昆虫の中樞神経系のアセチルコリンエステラーゼの阻害作用ということになります。我が国では、1971年5月に初めて食用作物に農薬登録されておりました。現在、日本、米国、英国、フランス等で登録が取得されています。2004年6月にダウ・ケミカル日本株式会社より農取法に基づく適用拡大申請がなされているものでございます。

34ページを御覧いただきたいと思います。「III.総合評価」というところでございます。本品の食品健康影響評価ということになりますが、動物体内運命試験ではラットを用いて行われておりました。50mg/kg体重投与によって各組織中の放射能濃度は4時間後に最高値ということで、半減期は10～64時間ということになっております。主な排泄経路は尿中ということになっております。乳牛とかサルなどにおいても同様な動物体内運命試験が実施されております。

植物体内運命試験については、リンゴ、大豆、テンサイなどを用いて行われております。

土壌中の運命試験、水中加水分解、水中の光分解試験、土壌残留試験なども行われております。

作物残留試験につきましては、これは42～44ページのところにその結果が表として記載がございますけれども、水稲とか野菜、果実などを用いた試験が行われています。各種の代謝及び残留試験から、暴露評価の対象物質としてはクロルピリホスの親化合物のみということで設定をしております。

35ページを御覧いただきたいと思います。一番上の方になりますけれども、急性の毒性試験としては経口、経皮、吸入が行われておりました。あと主な代謝物ということで代謝物Bというものについての毒性試験等が行われて、そこに記載のとおり結果となっております。

急性の神経毒性試験に対する無毒性量はラットで10 mg/kg体重/日ということになっております。

亜急性、2世代繁殖、発生毒性等の試験結果でございますけれども、これは37ページから、

ここの表では動物種ごとになっておりますが、評価書の方では亜急性、2世代繁殖、発生毒性とまとめた形で記載がされておるところでございます。

35 ページにもう一度戻っていただきまして、真ん中辺になりますけれども、細菌を用いた DNA 修復試験、復帰突然変異試験、ラットのリンパ球を用いた *in vitro* の染色体異常試験、マウスの骨髄細胞を用いた小核試験。これらは遺伝毒性試験ということで、31 ページの真ん中辺に表 24 ということで記載があるものでございますけれども、いずれも陰性ということでクロルピリホスについての遺伝毒性はないと考えられております。

ヒトとサルについての試験が行われておりまして、サルについては 23 ページの上になりますが、参考データと書いてあるところでございます。ヒトにつきましては 32 ページの真ん中辺に書いてございます。

これはいずれも参考データということですが、実験が行われておりますけれども、先ほど御紹介しましたように、サルにつきましては 23 ページに書いてございますが、動物の匹数が少ないということで、ADI 設定のデータに信頼するのは不十分という判断がサルについてはされておりまして、参考データという扱いになっております。

32 ページの「(2) ヒト志願者における投与試験」ということについては、32 ページの真ん中辺に書いてございますけれども、その 3 つの理由ということで、は「ヒトを対象にした試験では、有機リン系農薬の毒性発現の発端となると考えられる脳中 ChE 活性を測定することができないこと」。

は「男性のみによる試験であり、例数が 1 群 4 人と少ないこと」。

は「投与を継続した場合に、最高用量群で赤血球 ChE 活性が阻害される可能性が否定できないこと」。こういった理由から取り上げないということになりまして、参考データという形となっております。

35 ページにもう一度戻りまして、こういった結果ということで先ほどお話をしました 37、38 のところに各試験の無毒性量、最小毒性量がございまして、これをざっと見ていただきますと分かりますが、一番低いものは、イヌの 90 日の亜急性毒性試験というのが 38 ページの真ん中辺りにございます。

他方、35 ページに戻っていただきまして、真ん中辺ぐらいのところにはイヌの亜急性毒性試験についての解釈が書いてございますが、単純に見ますとこのイヌの亜急性毒性試験の無毒性量という 0.001 というのが一番低いのでございますけれども、もう一度 38 ページに戻っていただきますと分かりますが、イヌにつきましては 90 日の亜急性毒性試験というのは、最小毒性量としては 0.22 という群がございまして。

他方、もう少し長期間やられた、1年あるいは2年やられたものとしては0.1というのが無毒性量でございまして、恐らく90日の亜急性毒性試験の0.01が無毒性量の群、0.22が最小毒性量。かなり公比が高いんですけども、多分この間に真の無毒性量の群があるだろうという観点からすると、長期のものということで0.1を取るのが適切だろうという判断がされたわけでございます。

そういう中でここに書いてあるものを見ますと、最終的には39ページに書いてございますけれども、ADIの設定根拠ということでは幾つかの試験がございしますが、そこに記載のようなもので、いずれも無毒性量としては0.1mg/kg体重/日というのを無毒性量と採るべきだろう。安全係数を100ということで0.001mg/kg体重/日というのをADIということで設定をいたしました。

恐縮ですが、もう一度35ページに戻っていただきたいと思いますが、なお書きということで、アメリカのEPA、FAO/WHOのJMPRの評価の内容についても少しディスカッションをしております。アメリカのEPAにおいては各種毒性試験で認められる血漿のコリンエステラーゼ活性の低下などから、各種毒性試験の無毒性量の最小値というのを0.03mg/kg体重/日としまして、安全係数を100で除して、慢性のcRfD、ADIですが、これを0.0003mg/kg体重/日と設定しております。

また、FAO/WHOのJMPRにおきましては、各種毒性試験成績から脳のコリンエステラーゼ活性の低下に対する無毒性量を1mg/kg体重/日、赤血球のコリンエステラーゼ活性低下に対する無毒性量を0.1mg/kg体重/日としております。

そういう前提の上で、脳のコリンエステラーゼ活性低下に対する無毒性量1mg/kg体重/日については、ラット、マウス、イヌにおける試験成績ということで、安全係数を100で除しております。

他方、赤血球のコリンエステラーゼ活性低下に対する無毒性量0.1mg/kg体重/日については、ヒトの試験成績というのがございまして、これを採用しているわけですが、ヒトということもございまして、ヒトの成績を優先しまして、そのヒトの試験の成績については安全係数は10を採用しまして、ADIを0.01mg/kg体重/日という形で設定しているところでございます。

こういう状況ではございましたが、農薬専門調査会におきましては、血漿のコリンエステラーゼ低下につきましては、毒性学的に意義が小さいとして毒性影響とせず、先ほど御説明しましたようにヒト志願者における投与試験成績は採用しないという合意を得た上で、従来、日本で有機リン剤のADI設定の際に赤血球のコリンエステラーゼ活性低下がエンドポイント

として採用されていたという経過との整合性もかんがみまして、各試験の無毒性量の最小値であり、赤血球コリンエステラーゼ活性低下に対する無毒性量でもある 0.1mg/kg 体重/日を ADI 設定根拠とし、安全係数を 100 としたという旨を併記しているものでございます。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容等につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いたします。

ございませんか。日本では外国と比べたら厳しいということですね。

國枝評価課長 アメリカの方がかなり厳しいんですけども、今回の日本のものは、JECFA よりは厳しくなっております。日本は従来設定されたものより 10 倍ほど厳しくなっております。これは毒性試験が新しいデータも出てきましたので、そういうのを精査したことによるものと聞いております。

見上委員長代理 分かりました。外にございませんか。どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。添加物イソブタナール並びに農薬クロチアニジン及びピフェナゼートに係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しておりますので、事務局から説明願います。

初めに添加物イソブタナールにつきまして、御説明願います。

國枝評価課長 それでは、資料 3 - 1 を御覧いただきたいと思えます。イソブタナールに係る食品健康影響評価でございます。

これにつきましては、一番最後のページからめくっていただいたところですが、10 月 26 日～11 月 24 日まで国民の御意見・情報の募集を行いました、特に御意見等はございませんでした。

したがって、次のページに前回お示したものについて、若干文章上の修文がございりますが、この部分について修正を行った上で確定させていただければと考えております。

2 ページでございます。イソブタナールにつきましては香料ということで、前回詳細に御説明しておりますので、結果だけ御紹介させていただきたいと思えます。

5 ページを御覧いただきたいと思えます。「10. 評価結果」ということで「イソブタナールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価した」。

以上でございます。

見上委員長代理 ありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載

事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論になりますが、イソブタナールは食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長代理 続きまして、農薬クロチアニジンにつきまして御説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、クロチアニジンに係る食品健康影響評価に関する審議結果ということでございます。やはり後ろから1ページめくっていただいたところになりますが、本年10月26日～11月24日まで、国民の御意見・情報の募集を行いました。特にごさいせんでした。

その次のページに事務局の方で見直しをしまして、一部修正がございましたので、そこを变更前・変更後ということで記載がございます。その部分について修正を加えた上で確定をさせていただければと思います。

これはクロチアニジンと第2版ということで、既に、一度食品健康影響評価をされたものについて、適用拡大申請が行われたことに伴う食品健康影響評価ということになります。26ページに結果ということになります。下の方にありますが「食品安全委員会農薬専門調査会は、各試験の無毒性量の最小値がラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の9.7mg/kg体重/日であったので、これを根拠として安全係数100で除した0.097mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した」。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明の内容等につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、本件につきましても、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、クロチアニジンの一日摂取許容量を0.097mg/kg体重/日と設定するというところによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長代理 続きまして、農薬ピフェナゼートにつきまして、御説明をお願いいたします。

國枝評価課長 資料3-3を御覧いただきたいと思います。農薬ピフェナゼートに係る食

品健康影響評価に関する審議結果ということです。一番最後のページをめくっていただきまして、本年 10 月 26 日～11 月 24 日まで国民の御意見・情報の募集を行いました。特に御意見の提出等はございませんでした。

一番後ろのページになりますけれども、事務局の方で見直したところ、そこに記載のような形での修正を加えたく思っております。したがって、この修正を加えることで確定をさせていただければと考えております。

結果だけ御報告させていただきたいと思えます。これについてもピフェナゼートは第 2 版ということで、先ほどと同じように、食品安全委員会で食品健康影響評価を一度行った後、拡大の追加のものがございまして、適用拡大に伴うものでございます。

結果としましては、33 ページになります。「食品安全委員会農薬専門調査会は、各試験の無毒性量の最小値はイヌを用いた 90 日間亜急性毒性試験の 0.9mg/kg 体重/日であったが、より長期の 1 年間慢性毒性試験では 1.0mg/kg 体重/日であり、この差は用量設定の違いによると考えられた。また、ラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量も 1.0mg/kg 体重/日であったので、これらを根拠として、安全係数 100 で除した 0.01mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) とした」。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ピフェナゼートの一日摂取許容量を 0.01mg/kg 体重/日と設定するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長代理 それでは、次の議題に移らせていただきます。食品安全委員会の 11 月の運営について、事務局から報告願います。

小木津総務課長 それでは、資料 4 に基づきまして、食品安全委員会の 11 月の運営報告をいたします。

食品安全委員会の開催状況でございます。166 回、11 月 2 日開催分でございます。

食品添加物公定書の改正に伴います「食品、添加物等の規格基準」の改正等に係る事項についての諮問。これにつきましては専門調査会の審議を行わず、委員会において、長尾委員を中心に評価書素案等を取りまとめることで了承されております。

動物用医薬品のフルニキシメグルミンにつきまして、意見・情報の募集に着手しております。

米国産牛肉輸入手続再開後の状況について、厚生労働省から説明がありました。

10月の運営報告がございました。

167回会合、11月9日分でございます。農薬かつ動物用医薬品でありますアピバールにつきまして評価要請があり、農林水産省から説明を受けております。

動物用医薬品7品目につきまして、評価要請がありまして、同じく農林水産省から説明を受けております。

農薬アゾキシストロピンにつきまして、意見・情報の募集に着手しております。

動物用医薬品でございますが、プリオザイムについて、同じく意見・情報の募集に着手しております。

2ページにまいります。食の安全ダイヤルの10月分の報告。

米国産牛肉の混載事例について厚生労働省及び農林水産省からの報告がございました。168回会合、11月16日分です。ペットボトルを乳及び乳製品に使用するという案件につきまして評価要請を受けて、厚生労働省から説明を受けました。

先ほど食品添加物等の規格基準の改正に係る評価書案の話がありましたが、この評価書案が取りまとめられまして、意見・情報の募集に着手しております。

この中で試験法の改良等に係る食品添加物の規格基準の改正につきましては、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するということを確認して、回答しております。

新開発食品、明治満足カルシウム、カルシウム強化スキムにつきまして、意見・情報の募集に着手しております。

農薬ベンチアバリカルブイソプロピルにつきましては、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

動物用医薬品3品目につきまして、やはり評価結果を取りまとめて両大臣に通知しております。

「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」について検討がなされまして、決定しております。

アマメシバに関する調査報告がございました。

169回会合、11月30日分でございます。飼料添加物3品目につきまして評価要請を受け、農林水産省から説明を受けております。

動物用医薬品 5 品目につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

3 ページにまいります。動物用医薬品 3 品目につきまして、評価結果を取りまとめ、両大臣に通知したところでございます。

食品安全モニターからの 10 月分報告がございました。

続きまして、専門調査会の運営状況でございます。

添加物専門調査会が 11 月 28 日に開催されております。

農薬専門調査会につきましては、幹事会及び各部会の開催がこの記載のとおり多数ございました。

4 ページにまいります。動物用医薬品専門調査会ですが、11 月 17 日に公開会合、非公開会合が引き続き行われました。

遺伝子組換え食品等専門調査会は 11 月 21 日に非公開で開催です。

かび毒・自然毒等専門調査会は 11 月 27 日に開催されております。

次に、意見交換会等の開催状況ですが、11 月 10 日に農薬に関する意見交換会が福井市で開催されております。

また、11 月 13 日には「いしかわ食の安全・安心シンポジウム」が石川県との共催で金沢市で開催されております。

「しが食の安全・安心シンポジウム」につきましては、滋賀県栗東市におきまして、農水省、近畿農政局、滋賀県等との共催で開催されております。

関係団体との懇談会としては、11 月 2 日に食品企業の広報担当者との懇談会が開催されました。

その他といたしまして、地域の指導者育成講習会が福岡でございました。

以上です。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長代理 それでは、次の議題に移らせていただきます。「食の安全ダイヤル」に寄せられました質問等について、事務局から御説明をお願いいたします。

吉岡勧告広報課長 それでは、資料 5 に基づきまして「食の安全ダイヤル」に寄せられた平成 18 年 11 月分の質問等について、御報告をいたします。

11 月の問い合わせ件数は 56 件でございました。内訳は食品安全委員会関係が 17 件、安全性関係が 11 件、食品一般関係 25 件、その他 3 件となっております。内容としてはトランス

脂肪酸関係が 11 件と最も多くなっております。

「問い合わせの多い質問等」ということで、問と答えの形でまとめさせていただいたものでございます。

「トランス脂肪酸に関するファクトシートが作成された経緯や、現状について教えて欲しい」。これに対する答えでございますが、食品安全基本法では食品安全委員会はリスク管理機関から評価要請を受けた場合の外、委員会が自らの判断によりリスク評価を行うことができるとされています。

自ら評価については、国内外の科学的知見、食品の安全性確保に関する情報の収集分析、あるいは国民からの意見等の中から優先度が高いと考えられる案件を選定し、評価を行うこととなります。

トランス脂肪酸については、平成 16 年度に自ら評価の候補として検討が行われ、喫緊に評価を行う必要はないものの、現在知られている情報をファクトシートとして分かりやすくまとめ、国民に情報提供をすることとなりました。これを受けて、平成 16 年 12 月に現在のファクトシートが公表されております。

トランス脂肪酸はマーガリンやショートニングなどの加工油脂やこれらを原料として製造される食品のほか、反すう動物の肉や脂肪中などに含まれる脂肪酸の一種です。

トランス脂肪酸の作用としては、悪玉コレステロールを増加させ、善玉コレステロールを減少させる働きがあると言われております。また、大量に摂取することで、動脈硬化などにより心臓疾患のリスクを高めるとの報告もあります。

一方、国内の食品に含まれるトランス脂肪酸の含有量は、米国を含む諸外国と比較すると、原料油脂の配合の違いなどから、かなり低いことが試験結果で報告されていること。また、日本人の一日当たりの平均摂取量は諸外国と比較して低いレベルにあるという調査結果があることなどから、現在のところ、健康への影響は小さいということで、ファクトシートを公表しておるところでございます。

しかしながら、トランス脂肪酸の食品中の含有量及び摂取量の定量的な把握といった基礎的な調査は少なく、ファクトシートに記載されている摂取量も限られていることもあり、食品安全委員会では平成 18 年度食品安全確保総合調査事業の中で「食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査」を実施しております。これにより、日本におけるトランス脂肪酸の食品中の含有量、摂取量等のデータを収集・整理する予定でございます。この調査結果を踏まえ、現在のファクトシートの見直し、あるいはリスク評価の実施等を検討していくこととしております。

2つ目の質問です。「遺伝子組換え食品は本当に安全でしょうか。食品安全委員会における評価ポイントを教えてください」という質問です。

これに対する答えでございますが、遺伝子組換え食品については品目ごとに安全性の審査を受けることが法律で定められており、その安全性の評価については食品安全委員会が行っております。

遺伝子組換え食品の安全性については、主に遺伝子組換えによって新たに付け加えられたすべての性質と遺伝子組換えによって他の悪影響が生じる可能性がないかという点について、これまでに食べられてきた食品と比較し、評価を行っております。

具体的な安全性評価のポイントは、組み込まれた遺伝子は安全か。組み込まれた遺伝子がつくり出すタンパク質に有害性はないか。組み込まれた遺伝子がつくり出すタンパク質にアレルギーを誘発する可能性はないか。組み込まれた遺伝子が間接的に作用し、他の有害物質を可能性はないか。栄養素、栄養阻害物質などの構成成分や量が大きく変化していないかなどでありまして、これらについて科学的なデータを基に総合的に判断されています。

安全性評価のための科学的なデータは、遺伝子組換え食品を開発した会社等の申請者から提出されますが、安全性について疑問が残る場合には、追加のデータを求め、審議を行っております。より詳しくはということで、ホームページの安全性評価基準。また季刊誌「食品安全」の特集についても御紹介をしております。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容につきまして、また記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

11月に56件ということなんですけれども、これは年平均して、月々大体このぐらいの数でしたでしょうか。

吉岡勧告広報課長 大体メール等も合わせますと50~60件でございます。ただ、最近は多少40件とか減っていた月もございます。

見上委員長代理 寄せられる質問等につきましては、何かそのときそのとき、例えばニュースとか報道関係で出たら急に増えるとか。確かにトランス脂肪酸などはつい最近増えているという感じですね。そういう傾向ですか。

吉岡勧告広報課長 さようでございます。BSE関係については、これまで特出しということで従来載せてきましたが、BSE関係の御質問は恒常的にかなり多うございましたが、今年に入りましてからは、大豆イソフラボン等に係る御質問、ここ数か月についてはトランス脂

肪酸が多くなっています。特に先月はトランス脂肪酸が一番多いという状況でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。外に何かございませんか。事務局、よろしいですか。

小木津総務課長 はい。

見上委員長代理 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして「食品安全委員会（第170回会合）」を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、12月14日木曜日14時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

なお、来週12月11日月曜日14時から、化学物質専門調査会が公開。

13日水曜日13時から、プリオン専門調査会が公開で開催される予定となっております。どうもありがとうございました。以上です。